対スル規約ヲ作業スルノ要アリト述ベタル根定
シ今後ナ時半可厚セリ追テ来ル十日頃
要ニ要員ヲ開ク居ナリ

1、各組合幹議部ニ於テハ幹議ニ対スル機関ヲ
最モ適切ニ捕ヘルコト

2、幹議ニ於ケル過去ヲ充分研究シ組合ノ勢力ヲ
測定シテ後幹議手段スコト

3、各組合ヨリ幹議常務ヲ設ケ幹議常務ハ幹議
ニ対シ全責任ヲ以テ幹議ノ事ニ於ケル二場

事業経営経営状態ヲ御条件経済状態
ヲ調査スルコト
当常務ニ対シテハ幹議委任組合ハ直チニ之
ヲ報告スルコト
報告ヲ受ケタル幹議常務ニ於テハ直チニ
各組合幹議部ニ通知ヲ発シ幹議対策
要員ヲ召集シ対策要員ニ於テ幹議
専任要員ヲ選ビ手任事ヲ幹議ノ指
要員ガ
道ヲシ決勤スルコト

4、幹議ニ関スル公テノ決定権ハ各組合幹議部ヨリ